
富士山静岡空港における 事業継続計画（A2-BCP）の概要

2020年3月

富士山静岡空港株式会社

目次

第1章 事業継続計画(A2-BCP)の目的・位置づけ

1. 事業継続計画（A2-BCP）の目的
2. A2-BCPの位置づけ
3. 空港関連事業者

第2章 富士山静岡空港A2-BCPの概要等

1. 被害想定
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定
3. 「A2-HQ」の設置
4. 情報の集約、発信
5. 滞留者対応計画（B-PLAN）
6. 早期復旧計画（B-PLAN）
7. 外部機関との連携
8. 訓練計画
9. 技術者の配置状況

第3章 S-Plan(機能別の喪失時対応計画)で定める項目

1. 電力機能喪失時の対応計画
2. 通信機能喪失時の対応計画
3. 上水道浄化槽機能喪失時の対応計画
4. 燃料確保計画
5. 空港アクセス機能喪失時の対応計画
6. 非常時におけるスポット割り当て計画
7. 貨物施設復旧計画

第1章 事業継続計画(A2-BCP)の目的・位置づけ

1. 事業継続計画（A2-BCP）の目的
2. A2-BCPの位置づけ
3. 空港関連事業者

1 - 1. 事業継続計画 (A2-BCP) の目的

- ◆ 昨今の自然災害増加により、国内主要空港で多くの滞留者が発生したことを踏まえ、地域の重要なインフラ拠点である空港機能の早期復旧のため、「A2-BCP」(※)を策定
(※) A2-BCPとは Advanced/Airport(A2)-Business Continuity Planの略称で大規模な自然災害が発生した際の空港運営の継続及び早期復旧に特化した事業継続計画
- ◆ 静岡空港全体としての機能保持や早期復旧に向けた関係機関の役割分担等を明確化し、関係機関が一体となって行動するための指針
- ◆ 本BCPの策定によりあらゆる自然災害が発生した場合でも、全ての空港利用者の安全・安心の確保、滑走路等の空港施設及びターミナルビルの機能復旧を災害発生後72時間以内に目指すことが目標

目標達成に向けた取組

- ◆ 空港関連事業者の連携強化
各事業者が連携機能することにより、早期復旧、早期運航開始を実現
 - 総合対策本部の設置
 - 情報の集約と共有
 - 迅速な方針決定

- ◆ お客様の視点に立った対応
お客様視点に立った対応により、安全・安心を徹底追求
 - 滞留者（旅客等）の対応
 - 避難誘導、救護対応
 - 情報提供、旅客ニーズに沿ったサービス
 - 外国人対応

1 - 2. A2-BCPの位置づけ

静岡空港の「A2-BCP」は、想定される**大規模な自然災害**（※）が発生した場合に、空港関連事業者が一体として機能するために維持すべき機能、空港関連事業者で構成する総合対策本部及び空港関連事業者の役割分担等の**空港全体としての機能維持・復旧に必要な共通的事項を策定**

【構成】

- 基本計画（B-PLAN）：「**滞留者対応計画**」「**早期復旧計画**」
- 機能別喪失時対応計画（S-PLAN）：「**電力供給**」「**通信**」「**上下水道**」「**燃料供給**」「**空港アクセス**」
※自然災害別ではなく、**空港機能の喪失程度（結果事象）**に着目した計画

※ 想定される大規模な自然災害

富士山静岡空港で被害が懸念される大規模な自然災害は、**地震・津波・悪天候等・噴火・周辺大規模火災・(大規模自然災害に伴う)原子力災害**を想定してリスク分析を実施
その中でも「**噴火**」と「**周辺大規模火災**」は空港全体としての機能に直接的影響はないと分析
自然災害における**最大の被害想定は、静岡県第4次被害想定に示される南海トラフ巨大地震と想定**
(マグニチュード8：震度6強)

1 - 3. 空港関連事業者

◆静岡空港緊急時対応計画検討委員会

空港及び空港周辺において緊急事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合に迅速かつ的確に対応し、空港関連事業者の意志疎通を図ることを目的として構成

◆空港関連事業者

上記委員会の構成員（右図No1～11）に加え、空港運営機能の早期復旧に向けてライフライン、空港アクセス車両運航、周辺宿泊施設、空港内テナント等の各関係事業者にも協力を仰ぐべく、調整を進める予定

No	事業区分	機関名
1	官公庁	国土交通省 <small>（東京航空局静岡空港出張所、気象庁東京航空地方气象台）</small>
2	官公庁	C I Q <small>（税関、入管、検疫、植物防疫、動物検疫）</small>
3	官公庁	静岡県 <small>（危機管理部危機政策課、経営管理部中部地域局、健康福祉部地域医療課）</small>
4	官公庁	周辺市町 <small>（島田市危機管理課、牧之原市防災課、吉田町防災課）</small>
5	官公庁	航空自衛隊 <small>（静浜基地）</small>
6	官公庁	静岡県警察本部 <small>（災害対策課、島田警察署、牧之原警察署）</small>
7	官公庁	静岡市消防局 <small>（警防部警防課）</small>
8	医療	地域医療 <small>（県医師会、県病院協会、日本赤十字社静岡県支部、聖隷三方原病院）</small>
9	空港会社	静岡空港運営管理者 <small>（富士山静岡空港㈱）</small>
10	航空会社	就航エアライン <small>（国内線就航会社、国際線就航会社）</small>
11	関連事業者	ハンドリング・格納庫事業者等
12		<u>ライフライン、空港アクセス車両運行、周辺宿泊施設、テナント等の各関係事業者との協力体制・方法について、今後、協議・調整</u>
...		

第2章 富士山静岡空港A2-BCPの概要等

1. 被害想定
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定
3. 「A2-HQ」の設置
4. 情報の集約、発信
5. 滞留者対応計画（B-PLAN）
6. 早期復旧計画（B-PLAN）
7. 外部機関との連携
8. 訓練計画
9. 技術者の配置状況

2 - 1. 被害想定（地震）

被害想定

静岡県第4次地震被害想定に示された南海トラフ巨大地震（マグニチュード8クラス：震度6強）

被害状況

1. 人的被害

- ・ 旅客ターミナルビル内に滞留者が300人

2. 施設の被害

- ・ 旅客ターミナルビル内の一部が停電。上水道は断水。浄化槽は継続利用可能
- ・ 通信回線は基地局不良により通信回線が遮断
- ・ 滑走路面にクラックが発生し、定期便航空機の離着陸が不可となった

3. 交通アクセス

- ・ 鉄道、アクセスバス、タクシーが運休し、高速道路が通行止め

2 - 1. 被害想定（悪天候①）

被害想定

- 大雨：18時間で772mm以上の降雨を観測。（坂口谷川周辺の最大雨量想定を準用）
- 台風：瞬間最大風速45m/s、暴風域2時間継続

被害状況

1. 人的被害

- ・ 旅客が旅客ターミナルビルより出られず、滞留者が300人発生

2. 施設の被害

- ・ 旅客ターミナルビルで強風によるガラス破損発生、国内線到着ロビー前、雨水侵入で使用不可
- ・ 大雨に伴い漏水が発生、旅客ターミナルビル2階テナント付近使用不可
- ・ 滑走路の法面崩壊、場周道路の一部使用不可
- ・ 強風、落雷等により電力会社から送電されず、発電機により発電
- ・ 上水道、浄化槽は継続利用可能 ・ 通信回線は基地局不良により通信回線が遮断
- ・ 台風・大雨のため、高速道路通行止め等にともない根岸より燃料運搬不可

3. 交通アクセス

- ・ 鉄道が当日朝より計画運休（終日）
- ・ 台風・大雨により高速道路通行止め等があり、アクセスバス、タクシーも利用不可

2 - 1. 被害想定（悪天候②）

被害想定

- 大雪：10cm以上の積雪を観測

被害状況

1. 人的被害

- ・ 大雪による大規模被害は無いが、除雪作業が長期化する事も予測されるため、旅客及び来航者対応については滞留者対応計画中で補完する

2. 施設の被害

- ・ 滑走路等は積雪により、使用不可。積雪により駐車場使用不可
- ・ 電気、上水道、浄化槽は継続利用可能
- ・ 通信回線は通常利用可能

3. 交通アクセス

- ・ 高速道路通行止め、空港アクセス道路除雪完了までアクセスバス、タクシーが利用不可

2 - 2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

◆空港利用者の安全・安心の確保

○滞留者の安全・安心の確保

- ・ 自然災害発生後に空港アクセスが途絶えても、最低限72時間空港内に滞在することが可能となるよう、必要な備蓄品（非常食、飲料水、等）の確保等により環境を整備
- ・ 自然災害発生後72時間は平常運用の40%程度（運航に必要な灯火電力は100%非常用発電機にて運用可能、旅客ターミナルビル内の電力は災害用回路及びコンセントでの運用で30%程度利用可能）の能力を維持（電力及び上下水道機能）
- ・ 公共交通機関へのアクセス喪失時は72時間以内に代替アクセス手段を確保

○背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・ 大規模地震で被災した場合であっても、警報解除後等復旧作業が開始でき次第、72時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧
- ・ 特別警報級の気象（大雨、台風、大雪等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後24時間以内に民間航空機運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧

2-3. 「A2-HQ」(空港現地対応本部) の設置

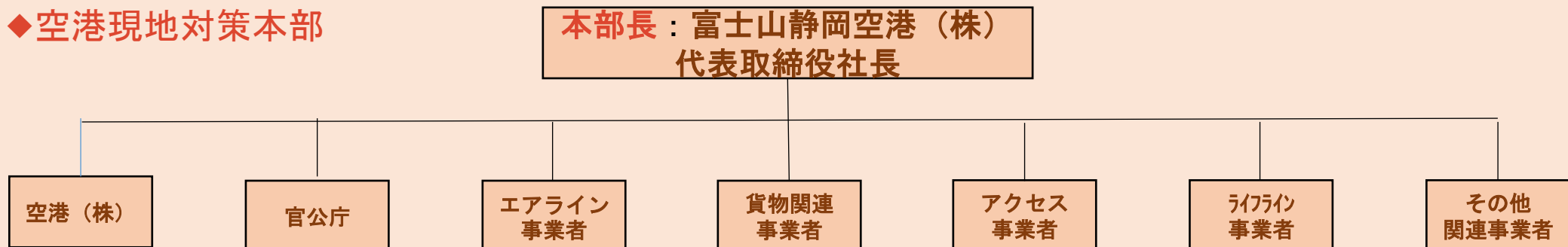
目的

- 設置基準に達する自然災害が発生した場合において、「A2-HQ : Advanced Airport – HeadQuarters」(空港現地対応本部) を設置
- 「A2-HQ」事務局は静岡空港緊急時対応計画検討委員会事務局が担当
ただし、静岡県の判断により大規模な広域災害拠点として定められた時は、静岡県から派遣される空港現地運用班と連携して、静岡県の危機管理マニュアルに準じた本部の立ち上げを行う

構成

- 「静岡空港緊急時対応計画」の緊急時における空港現地対応本部構成員を基本とし、静岡空港緊急時対応計画検討委員会の委員長が状況に応じて招集対象を判断する。
- 現場の意思決定者は空港現地対応本部構成員の指揮命令系統に準じる。

◆ 空港現地対策本部



2 - 3. 「A 2 - H Q」の役割

役割

- ◆空港現地対応本部構成員の各災害時の役割に準じ、緊急時対応計画に定めのない事項については、以下を想定
- ①自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、外部機関（国交省航空局、関係自治体、報道機関含む）への発信
- ②被災状況に基づく対応方針の決定
- ③決定事項に基づく関係機関への要請
- ④空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

2-3. 「A2-HQ」(設置後のタイムスケジュール)

経過時	対応内容
自然災害 発災直後	<ul style="list-style-type: none">○関係機関において死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告○事務局は国土交通省航空局に連絡 (第一報は運用時間内であれば20分、運用時間外は2時間を目安とする)○関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理○設置基準に基づき「A2-HQ」を設置(事務局から各構成員に招集の連絡)
<30分後> 本部の招集	<ul style="list-style-type: none">○対応方針や計画実行の決定<ul style="list-style-type: none">・傷病者を含む滞留者への対応、 空港外への避難要否の判断・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し・広報の方針の決定・「A2-HQ」全構成員(参集可能機関)を招集し、全体で情報共有・関係機関の役割分担確認・外部機関へ各種要請・次回招集の決定
<適宜> 再招集、情報共有	<ul style="list-style-type: none">○本部収集時に定めた対応方針と役割分担を実施後、事情変化等で対応方針の決定が必要な場合は、その決定に必要な関係機関のみ参集。○対応方針や計画実行時に、関係機関へ情報共有すべき事案が発生した都度、関係機関全体へと情報共有を実施する。

2 - 4 . 情報の集約、発信

◆集約情報等の発信

項目	内容
整理すべき情報 と担当機関	<ul style="list-style-type: none">○管理施設の被害及び復旧状況 【空港会社、国土交通省、航空会社、関連事業者】○空港内の滞留者の状況 【空港会社】○地震や津波等の自然災害の状況 【国土交通省（気象庁）】○民間航空機の運航計画及び運航状況 【航空会社】○旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況 【空港会社】○空港アクセスの運行状況 【空港アクセス車両運行会社】○空港周辺の道路状況 【警察】
情報の集約と発信	<ul style="list-style-type: none">○情報は「A 2 - HQ」に集約○国土交通省航空局にも情報共有○「A 2 - HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、様々なツールを活用して情報提供○滞留者に対して、多言語で情報を提供（日、中、韓、英）

2-5. 滞留者対応計画 (B-PLAN) ①

行動目標

- 自然災害発生後、72時間以内に滞留者を安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたる
滞留者数及び被害状況については、2時間以内に把握
- 2時間以降、収束までの間、定期的に滞留者へ被害状況や空港対応情報の提供実施

役割分担-1

機関	事前の備え	自然災害発生直後	初動対応後～収束
空港会社	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナルビル耐震化 ・災害備品準備 (多言語メガホン、拡声器、非常用充電機等) ・備蓄品準備 (食料、毛布等) ・避難誘導及び災害時本部立上等の訓練実施 ・対応マニュアル整備、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関被害状況収集、共有 ・国交省航空局へ被害状況報告 ・「A2-HQ」設置及び構成員招集、関係機関への協力要請 ・空港内人数(滞留客、関係者)把握 ・一時避難場所確保、誘導 ・静岡県災害対策本部との連携 ・電気、通信、上下水道確認 ・外国語(中/台/韓/英)案内スタッフ、滞留者対応人員等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・「A2-HQ」適宜開催 ・滞留者へ備蓄品配布 ・滞留スペースの確保 ・非常用電源設備確保(充電) ・災害用トイレ等準備、運用 ・滞留者への情報提供 ・滞留者受入先の調整 ・滞留者移動手段調整 ・滞留者へ避難所、ホテル等への誘導、情報提供
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導訓練等参加 ・対応マニュアル整備、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機内/搭乗待旅客避難誘導 ・未搭乗旅客の状況把握 ・旅客に対する災害情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・「A2-HQ」適宜参加

2-5. 滞留者対応計画 (B-PLAN) ②

役割分担-2

機関	事前の備え	自然災害発生直後	初動対応後～収束
テナント (飲食・物販)	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導訓練等参加 対応マニュアル整備、周知 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗客の安全確保/避難誘導 営業継続可否判断、調整 	<ul style="list-style-type: none"> 「A2-HQ」と情報共有 営業再開に向けた調整
警備会社	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導訓練等参加 対応マニュアル整備、周知 	<ul style="list-style-type: none"> 客&関係者安全確保/避難誘導 空港内人数(客、関係者)把握 	<ul style="list-style-type: none"> 「A2-HQ」適宜参加 滞留者の安全確保
警察派出所	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導訓練等参加 対応マニュアル整備、周知 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗客の避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 「A2-HQ」適宜参加 滞留者の安全確保 警察本部との連携
CIQ	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導訓練等参加 対応マニュアル整備、周知 	<ul style="list-style-type: none"> 出国済旅客／入国審査待旅客の避難誘導 航空機内/搭乗待旅客のクリーンエリア外への退避手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 「A2-HQ」適宜参加

2-5. 滞留者対応計画 (B-PLAN) ③

タイムテーブル-1

経過時	状況	対応内容	対応組織
0分	地震発生	①自身の安全確保 ②来航者等への安全確保呼びかけ	空港内全関係機関
5分～	地震揺れ収束	①ビル内誘導路の安全、火災有無確認 ②施設の被害状況確認 ③死傷者、要支援者の確認 ④来港者等を安全な場所へ誘導 ⑤各関係機関の組織内本部立上開始	空港内全関係機関
20分	被害状況確認中	①各関係機関の組織内本部立上完了 ②国交省航空局へ第1報連絡 ③関係組織へA2-HQ参集連絡 ④死傷者、要支援者対応	①④空港内全関係機関 ②③空港会社
30分	自己移動可能な来航者移動開始	①A2-HQ立上げ ②各機関収集情報をA2-HQへ集約 ③対応方針や計画実行組織決定	空港内全関係機関
60分		①空港滞留者数の把握完了 ②滑走路等基本施設状況確認完了 ※県防災へリ受入開始想定時間	①A2-HQ関係機関 ②空港会社

2 - 5. 滞留者対応計画 (B-PLAN) ④

タイムテーブル 2

経過時	状況	対応内容	対応組織
120分	被害状況把握完了	①空港内の全被害状況把握完了 ②被害状況踏まえた対応方針の調整 ※陸自・警察へリ受入開始想定時間	A2-HQ関係機関
6時間	周辺環境確認	①近隣市町の被害状況、滞留者受入可否情報の収集 ②タクシー、バス事業者の被害状況、交通復旧情報の収集	A2-HQ関係機関
12時間		①関係機関情報共有、対応方針調整 ②滞留者の宿泊対応準備	①A2-HQ関係機関 ②空港会社
24時間		①県災害対策本部と滞留者対応調整 ②バス、タクシー事業者調整 ③近隣市町への滞留者受入打診	A2-HQ関係機関
48時間		①県災害対策本部と滞留者状況共有 ②バス、タクシー等移動手段確保 ③近隣市町の滞留者受入開始	A2-HQ関係機関
72時間		①近隣市町の滞留者受入完了 ②全滞留者の空港外避難完了	A2-HQ関係機関

2-6. 早期復旧計画 (B-PLAN) ①

行動目標

- 自然災害発生後 **3時間以内**に、必要な職員及び従業員が**空港内参集** ※徒歩又は自転車想定
- 自然災害発生後**24時間以内**に、**固定翼の救援機**（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が**運航可能な状態**まで滑走路等の**空港施設を復旧**
- 自然災害発生後**72時間以内**に、**民間航空機**が運航可能な状態まで滑走路等の**空港施設を復旧**

役割分担-1

機関	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港会社	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路等の液状化対策 ・空港アクセス機能喪失時や夜間等における資機材や作業員等の輸送手段の検討 ・災害応急対策業務に係る関係機関との協定締結 ・旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化 ・対応訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施設、無線施設、灯火施設の被害状況の確認 ・関係機関からの被害状況の収集・整理 ・国土交通省航空局等への被害状況の報告 ・「A2-HQ」の設置（構成員の招集） ・旅客ターミナル及び各主要施設の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施設、無線施設、灯火施設の復旧 ・旅客ターミナルビル及び各主要施設の復旧

2-6. 早期復旧計画 (B-PLAN) ②

役割分担-2

機関	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
航空会社 (ハンドリング会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応マニュアル整備、周知 ・ 対応訓練の実施 ・ チェックイン、アウトに係るPC端末のUPS整備 ・ GSE車両の適切な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機やGSE車両の被害状況の確認 ・ 各カウンター、チェックイン機の被害状況の確認 ・ 出社可能な職員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間航空機の運航再開に向けた調整 ・ チェックインカウンター機能の復旧 ・ 出社人員での運用調整
警備会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応マニュアル整備、周知 ・ 対応訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被害状況の把握 ・ 出勤可能な職員の把握 ・ 対応可能な警備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤者での警備調整
CIQ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応マニュアル整備、周知 ・ 対応訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入出国システムの被災状況の把握 ・ CIQ各所の被害状況の把握 ・ 出勤可能な職員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤者でのCIQ業務調整
テナント (飲食・物販)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応マニュアル整備、周知 ・ 什器備品等の倒壊、落下対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の被害状況の確認 ・ 出勤可能な職員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常営業に向けた調整 ・ 出勤者での営業調整

2-6. 早期復旧計画 (B-PLAN) ③

タイムテーブル-1

経過時	状況	対応内容	対応組織
0分	地震発生	① 自身の安全確保 ② 来航者等への安全確保呼びかけ	空港内全関係機関
5分～	被害状況の確認	① 施設の被害状況確認 ② 設備の確認 ③ 在勤職員の把握	空港内関係機関
30分	被害状況確認中	① 施設の被害状況確認 ② GSEの被害状況確認 ③ 国交省航空局へ第1報連絡	空港内関係機関 ②③富士山静岡空港(株)
60分		① 被害状況とりまとめ ② 各機関収集情報をA2-HQへ報告 ③ 設備復旧のための業者調整	空港内関係機関
120分	復旧に向けた取り組み	① 外部へ設備の修理依頼 ② 施設損壊部分の片づけ	空港内関係機関

2-6. 早期復旧計画 (B-PLAN) ④

タイムテーブル-2

経過時	状況	対応内容	対応組織
24時間	復旧に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 外部業者到着修理 ② チェックイン準備 ① GSE資機材準備 	空港内関係機関
48時間		<ul style="list-style-type: none"> ① 施設内損傷箇所応急復旧 ② 店舗応急復旧 	A2-HQ関係機関
72時間		<ul style="list-style-type: none"> ① 民間機の受入体制完了 ※ 広域防災拠点として利用時はスポット2～4を民間機利用。 ※ 広域防災拠点利用外の民間機は通常スポット利用。 	A2-HQ関係機

2-7. 外部機関との連携 ①

◆締結済みの協定一覧

項目	内容	締結先
消火救難活動に関する協定	通報の方法、訓練、調査に関する協力、情報の交換等	各近隣市・組合
消火救難活動に関する協定書 (空港内事業者)	出動及び人員器材等の提供、災害補償等	各空港内事業者
航行不能飛行機撤去に関する協定	航行不能航空機撤去協力者・作業者等、出動要請等	一般社団法人島田建設業協会
災害時における応急対策業務に関する協定	災害応急対策協力者、被災情報収集区域・被災状況の報告、出動要請等	一般社団法人島田建設業協会
大規模災害時等における格納庫の使用に関する協定	格納庫の使用に対すること	静岡空港内の格納庫事業者 ※
災害時の医療救護活動に関する協定書	医療救護活動に関すること	静岡県医師会 ※

※ 空港設置者である「静岡県」が締結している協定

2-7. 外部機関との連携 ②

◆ 今後協定等の締結を検討する項目一覧

項目	内容	締結先
電力供給に関する内容	早期復旧、電源車の派遣、他の変電所からの送電等	電力供給事業者
通信機能に関する内容	移動基地局の派遣要請等	通信事業者
上水道の供給に関する協定	給水車の派遣要請等	上水道供給業者・近隣市町等
燃料供給に関する協定	燃料の優先供給等	燃料供給事業者
空港アクセスに関する協定	滞留者の輸送要請	各空港アクセス事業者 (バス協会・タクシー協会等)

※ 第3章記載の「S-PLAN」の策定と合わせて関連事業者との継続的な協議を行い必要に応じて締結

2-7. 外部機関との連携 ③

◆静岡空港設置管理者である静岡県との役割について【参考】

◆静岡県

- ・ 公共的交通基盤としての空港機能の確保、自然災害への対応の実効性を高めるための組織横断的な取組、関係機関との連携の推進等
- ・ 広域防災拠点として静岡空港が機能する場合、静岡県は広域防災拠点の運用に係る連絡・調整の統括として空港現地運用班を静岡空港へと派遣
静岡県は、静岡空港の救助活動、広域医療搬送及び広域物資輸送拠点等としての早期態勢確立及び各機能の健全性を関係機関と連携しながら確保

◆空港会社

- ・ 「空港現地対応本部」の本部長として空港の早期復旧及び運営に必要な体制を整備
- ・ 静岡県危機管理部と事前に調整した「空港現地運用班対応マニュアル」に定めた役割を推進

2-7. 外部機関との連携 ④

◆ 広域防災拠点としての静岡空港【参考】

大規模災害発生時、静岡空港が「広域防災拠点」として指定される場合の役割

(1) 救助活動拠点

警察災害派遣隊航空機（航空自衛隊静浜基地に収容できない場合）、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点

静岡空港に支援チームを配置して、参集したDMATの活動を後方支援

(3) 広域医療搬送等を行う航空搬送拠点

広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう緊急度判定の機能を確保し、災害現場、近隣の災害拠点病院等から広域的に患者を受け入れ、被害が甚大な県内及びその近隣地域の医療機関の負担の軽減に資する拠点

(4) 航空輸送拠点

大規模な孤立地域が発生した場合の航空輸送のための拠点

(5) 広域物資輸送拠点の代替拠点

国内外から航空機により静岡空港に搬入された支援物資を受け入れ、荷捌きを行い、地上輸送等により県内の広域物資輸送拠点等に搬出するための拠点

(6) 陸上自衛隊が設置する後方支援拠点

県内で活動する自衛隊災害派遣部隊を支援

(7) 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、国土交通省TEC-FORCE等の陸路での集結及び活動等の拠点

(8) 海外及び国内遠隔地からのボランティアの集結、活動調整拠点

(9) 大規模災害（例：富士山噴火等）における首都圏に所在する広域応援部隊の航空機の退避先、活動拠点

2-8. 訓練計画

訓練の実施

- 「A2-HQ」主催の訓練を、毎年9月を目途に行う。
- 訓練の企画・立案は空港会社が行う。
- 訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る。
- 訓練の結果等を踏まえ、必要に応じてA2-BCPの改訂を行う。

点検の実施 (災害発生を想定)

- 最低2か月に1回、非常用電源設備の稼働確認を行う。
- 最低2か月に1回、非常食、飲料水、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行う。
- 最低3か月に1回、法令点検を必要としない非常用機器の動作確認を行う。

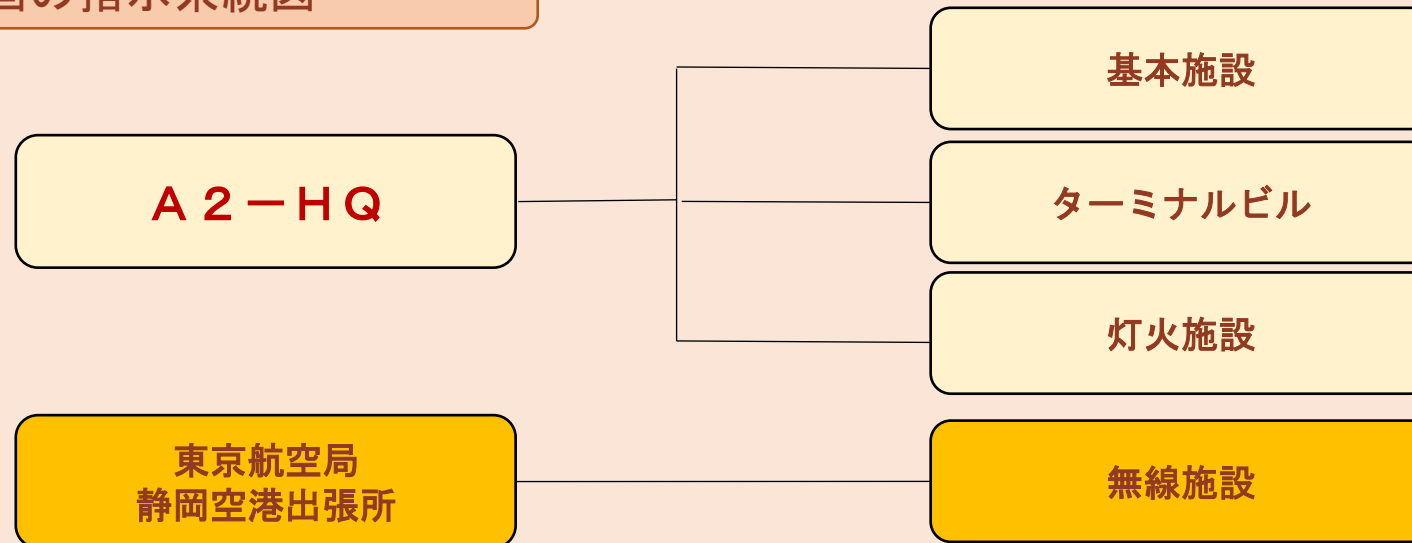
2-9. 技術者の配置状況

復旧工事を担当する職員の配置

- 基本施設 土木職員、建築職員
- 灯火施設 電気職員
- 旅客ターミナルビル ビル管理職員,電気職員

- 無線施設 国土交通省東京航空局所管

復旧計画の指示系統図



第3章 S – Plan(機能別の喪失時対応計画)で定める項目

1. 電力機能喪失時の対応計画
2. 通信機能喪失時の対応計画
3. 上水道浄化槽機能喪失時の対応計画
4. 燃料確保計画
5. 空港アクセス機能喪失時の対応計画
6. 非常時におけるスポット割り当て計画
7. 貨物施設復旧計画

- 第3章記載の「S-PLAN」については、国土交通省の定めるガイドラインに基づき空港機能の早期復旧において必要と思われる項目想定して策定中
- 各計画の詳細について関連事業者との継続的な協議を行い必要に応じて協定書等を締結するなど計画の実効性を高めていく